

子ども医療費助成制度

市では、子ども医療費助成制度について、所得制限を4月1日から撤廃し、通院に係る医療費の一部助成の対象年齢を中学校卒業（満15歳に達する日以後における最初の3月末日）までに拡充しました。

すでに乳幼児医療証（有効期限6月30日）を持つ子どもに、子ども医療証を送付していますが、届いていない人は乳幼児医療証を持参の上、申し出てください。

申請がまだの人

受給資格のある子どもで、子ども医療証の交付申請をしていない人は、健康保険証を持参の上、申請してください。

注平成27年1月1日現在、市内在住でない人は、前住所地の所得証明書が必要で
受給資格
市内在住の、国民健康保険または各種社会保険に加入している0歳～中学校卒業（満15歳に達する日以後における最初の3月末日）までの子ども

注ひとり親家庭医療、障害者医療の公費負担医療の対象者や、生活保護を受けている人は対象外です。

助成区分 入院および通院
助成額 △保険診療に係る自己負担額のうち、1医療機関あたり1日500円（月2日限度）を控除した額（1カ月の一部自己負担限度額は2千500円）
▽入院時の食事療養費に係る自己負担額

注院外処方せんで薬局を利用した場合の負担はありません。
容器代など保険対象外は除きます。

受診方法

健康保険証に子ども医療証を添えて、医療機関の窓口に提示し、受診してください。

また、府外またはやむを得ない場合により医療証を提示せずに受診する場合は、医療費負担割合分を一度支払い、翌月以降に申請してください。支払った医療費の一部を返金します。

持子ども医療証、健康保険証、領収書原本（患者名、診療点数、診療日など記載のもの）、印かん、保護者名義の通帳（ゆうちょ銀行も可）

なお、高額療養費および家族療養附加金に該当する場合は、助成額を調整する必要があるため、決定通知書が必要です。

問子育て支援課・支援係
TEL 06・6992・1647

認定子ども園
御幸幼稚園
さくらんぼ
保育園の
入園申し込み

10月1日より御幸幼稚園・さくらんぼ保育園では0歳～2歳児の受け入れを予定しています。
入園を希望する人は申し込んでください。

受付期間

8月3日（月）～21日（金）午後5時30分まで

申・問保育・幼稚園課保育係
TEL 06・6992・1637

子ども医療費助成制度

7月3日（金）（第1回）、7月20日（祝）（第2回）に、守口市すこやか幼児審議会が開催されました。

第1回の守口市すこやか幼児審議会では、西端勝樹市長より「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）」の諮問を受けました。会議資料や今後の日程など詳しくは、市ホームページに掲載します。

問子ども政策課
TEL 06・6992・1665

守口市次世代育成支援
後期行動計画の進ちよく状況

市では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成26年度の実績ならびに各事業・取り組みの評価や進ちよく状況を公表しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、子ども政策課および情報コーナーでも閲覧できます。

問子ども政策課
TEL 06・6992・1665



「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出します

市内で開催されるイベントなどに、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるように、移動可能なテントや折り畳み式おむつ交換台などを「移動式赤ちゃんの駅」としてイベントを主催する団体に貸し出します（無料）。

乳幼児のおむつ交換や授乳スペースとして利用してください。

貸し出し条件

▽市内でイベントを主催する団体

▽乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント

貸し出し期間

イベントの実施期間前後7日

注 移動式赤ちゃんの駅の設定に係る経費、破損・汚損した時の補修費用は、貸し出しを受ける団体の負担です。

申・問 「移動式赤ちゃんの駅 貸出申込書」に必要書類を添付し、子育て支援センター

TEL 06・6995・7833



募集 夏期臨時保育士

資格 保育士資格または幼稚園教諭免許

備 保育士資格または幼稚園教諭免許取得のための大学に在学中の人も可

勤務期間 8月6日(木)～31日(月) (8月12日(水)～14日(金)除く)

勤務時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時45分

TEL 06・6992・1661

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届の提出

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、現況届を提出する必要があります。

提出がないと、12月期からの手当が支給されなくなる場合があります。

提出が必要な人には追って通知しますので、必ず提出してください。

児童扶養手当現況届

集中受付期間 8月10日(月)～16日(日) 午前9時30分

分 午後4時30分

提出場所 市役所1号別館3階議会第二委員会室

注 集中受付期間に提出できない人は、8月中に必ず本人が子育て支援課で手続きしてください(代理人や郵送での申請は不可)。

特別児童扶養手当現況届 提出受付期間・場所

▽8月11日(火)～16日(日) 午前9時30分～午後4時30分

市役所1号別館3階議会第一委員会室

▽8月17日(月)～9月10日(木) (土・日を除く)

子育て支援課(市役所本館1階)

注 8月15日(土)・16日(日)に限り、車で来庁した人を対象に、受付時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入り前(正面玄関側)に設置してありますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

問 子育て支援課

TEL 06・6992・1647

子育て世帯臨時特例給付金 児童手当・特例給付現況届の申請

子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当・特例給付現況届を併せた申請書を、6月に郵送しています。

子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当・特例給付現況届を併せた申請書を、6月に郵送しています。

注 第1子が平成27年5月生まれの保護者には、児童手当の申請後に、児童手当認定通知書と併せて子育て世帯臨時特例給付金申請書を郵送しています。

公務員の人には、勤務先から申請書を配付します。また、所得などにより、支給されない場合があります。

申請がまだの人は、5月31日時点で住民票のある市区町村へ申請してください。

TEL 06・6992・1647

児童手当・特例給付現況届の提出

児童手当・特例給付現況届の提出で、10月期に児童手当を振り込みます。提出がまだの人は、早めにお願います。

中学校卒業前までの児童を養育している人で、まだ児童手当を申請していない場合は、早急に「児童手当認定請求書」を申請してください。申請した日の翌月から支給します。

問 子育て支援課・支援係

TEL 06・6992・1647